

解 説

【出題趣旨】

- ・ いろいろな解除の根拠を的確に見定められるか。
- ・ 解除の効果を適切に説明できるか。
- ・ 損害賠償責任を問うことができるか。
- ・ 売主の保証人はどういう保証債務を負うか。

【問題の分析と論点】

- ・ 本件は 100 箱の特定物売買と 400 箱の種類物売買。500 箱の種類物売買と見ても結論は変わらないだろう。

問 1 契約の解除

- ・ 100 箱は約定通りの給付が可能なのだが、400 箱はロシアからの輸入の目処が立たず国内での同種物の調達もできないため、4 月 7 日現在では履行不能と言ってよいだろう。種類物は、市場に同種物があれば履行不能とされないのが一般的だが（日本市場に残っていれば高い値段を払ってもそれを調達してこいと一応は言える）、それは調達が可能だからであり、ロシア産の特定銘柄の缶詰が相当期間内に輸入できないとなれば調達が不能だと見て良いであろう。種類物に履行不能なしと機械的に覚えているのでは解答が困難になる。
- ・ 本件契約は可分な給付を内容としており、一部の履行だけでも債権者は契約で期待した利益を受けられる。現に A デパートで売れた 20 箱中の返品された 1 箱を除いて、期待したとおりの転売利益があがっている。したがって、全部の履行が不能な場合（542 条 1 項 1 号）ではないし、Y が明確な履行拒絶（同項 2 号）をしているわけではない。また、80 箱は後続の 4 店での「北の美味祭」で販売ができるので、「残存する部分のみでは契約をした目的を達することができない」（同項 3～5 号）には該当しない。それゆえ全部解除は認められない。
- ・ なお、X の「北の美味祭」に間に合うよう Y が給付することが必要であり、企画は Y にも説明しているので、定期行為と評価されるかもしれない（ただし、X が、ネット販売などを通じて 500 箱くらいの在庫があっても売りさばけるのであれば定期行為といえない可能性はあるがそこまで考えなくてよいだろう）。ただ、定期行為であっても全部解除はできない一方、一部の履行不能とは言えそうである。
- ・ そうすると、X に認められそうなのは、一部履行不能による不能部分の解除（同条 2 項 1 号）である。
- ・ クレームのあった 1 箱については、味はともかく、缶が変形して購入者が不安を覚えるのはやむを得ないから、A が返品・返金して、その額を X に求償したのは、契約不適合により転売目的が達成できなかったものとして、その 1 箱部分の解除はできそうである。
- ・ 問題は未履行の 80 箱分について解除ができるかである。Y がチェックをして缶詰に変形などはなかったというのであり、味は確認できないから、そのままを X に引き渡せば一応の履行になるろう。残りの 80 箱に現在の段階では契約不適合は見当たらないから、X はその部分を解除することはできない。もし、今後の販売先の客から正当な

クレームが来た場合には、その部分を、契約不適合を理由に解除すれば足りよう。

- ・結論をまとめると、401箱分は契約解除ができることになる。
- ・前渡金250万円は、額から見て手付ではない内金の支払である。前渡金は、履行可能な99箱の代金99万円に充当され、残額151万円は、契約解除に伴う原状回復としてXはYに返還を請求することができる（545条1項）。

問2 逸失利益の損害賠償

- ・1箱の逸失利益（内部コストを含めた粗利益）が差額の1万円だとすると、履行不能になった400箱と契約不適合が生じた1箱で、401万円の逸失利益が生じている。商人間売買における買主の転売利益は通常損害として相当因果関係の範囲内にある（416条1項）。
- ・輸入に伴う多少のリスクは両当事者とも予見して覚悟していたと思われるが、さすがにウクライナ侵攻に伴うロシアからの輸入停止は、債務者Yの想定を超えた不可抗力であり、債務不履行が債務者の責めに帰することができない事由によるから、Yは、損害賠償責任を免れる。
- ・これに対して、缶の変形等を理由に返品された1箱については、契約不適合が生じた原因はわからず、債務者の責めに帰することができない事由によるとの免責立証ができないだろうから、Yは1万円の損害賠償責任を負う。

問3 社長の保証債務

- ・本件契約から生じる債務についてZは電磁的記録により保証契約を締結しているので、保証契約は有効に成立していると思われる（446条3項）。
- ・なお、XYの契約は事業者間の契約であるが、その債務は特定しているため根保証ではないし、金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務を含まないので貸金等債務（465条の3第1項に定義）にも当たらない。そのため、465条の6以下の規律に服さない（465条の6以下が適用されるときも会社の取締役の保証に公正証書の作成を要しない特例がある。465条の9第1号）。それゆえ、公正証書による保証意思の確認をしていないことは保証契約の効力に影響しない。
- ・かつては解除に遡及効があることを理由に（545条1項）、主たる債務が消滅して保証債務も消滅するという見解が採用されていたが、その後の判例変更により、解除の場合には、売主や請負人の保証人は、むしろ原状回復義務をも保証する意思で保証契約を結んだものと解される（なお、現在では遡及効自体を否定する間接効果説や原契約変容説見解が有力であるから、その見解では判例のような遡及効との緊張は生じない）。それゆえ、XはZに対して、代金への充当後の前渡金残額151万円と契約不適合による損害賠償債務1万円の152万円につき主たる債務者Yと並んで保証債務を負う（446条1項・447条1項参照）。